

グリーンガードのご案内

傷害総合保険、新・団体医療保険（医療タイプ・がんタイプ）※

※医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約セット団体総合保険

【傷害総合保険・新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

令和7年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険・新・団体医療保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

オススメ①

弁護のちから

日常の法的トラブルを
始めとした、
現代社会を取り巻くさまざまな
トラブルを支援します！



オススメ②

静鉄保険サービス LINEアカウントのご案内

※グリーンガードの
加入希望等のお問い合わせが
できるようになりました。



※「LINE」はLINEヤフー（株）の登録商標です。

グリーンガードご加入の皆さまへ

退職してもご継続いただけます！

退職後も
ご加入OK!!

ご家族のみ
ご加入もOK!!

中途加入も
OK!!

■加入対象者■

- ・加入者となれる方 ⇨ 静岡市職員互助会正会員、準会員の方（臨時職員・パート職員を除きます。）、退職者
- ・被保険者となれる方 ⇨ 本人・配偶者・子供・両親・兄弟姉妹（別居の方も可）および同居の親族の方

■保険期間■

令和8年3月20日午後4時から1年間

■給与控除期間■

令和8年5月（1回目）から令和9年4月（12回目）まで

申込締切日 令和8年1月9日（金）

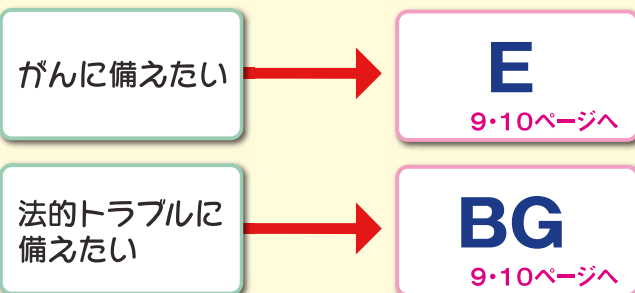
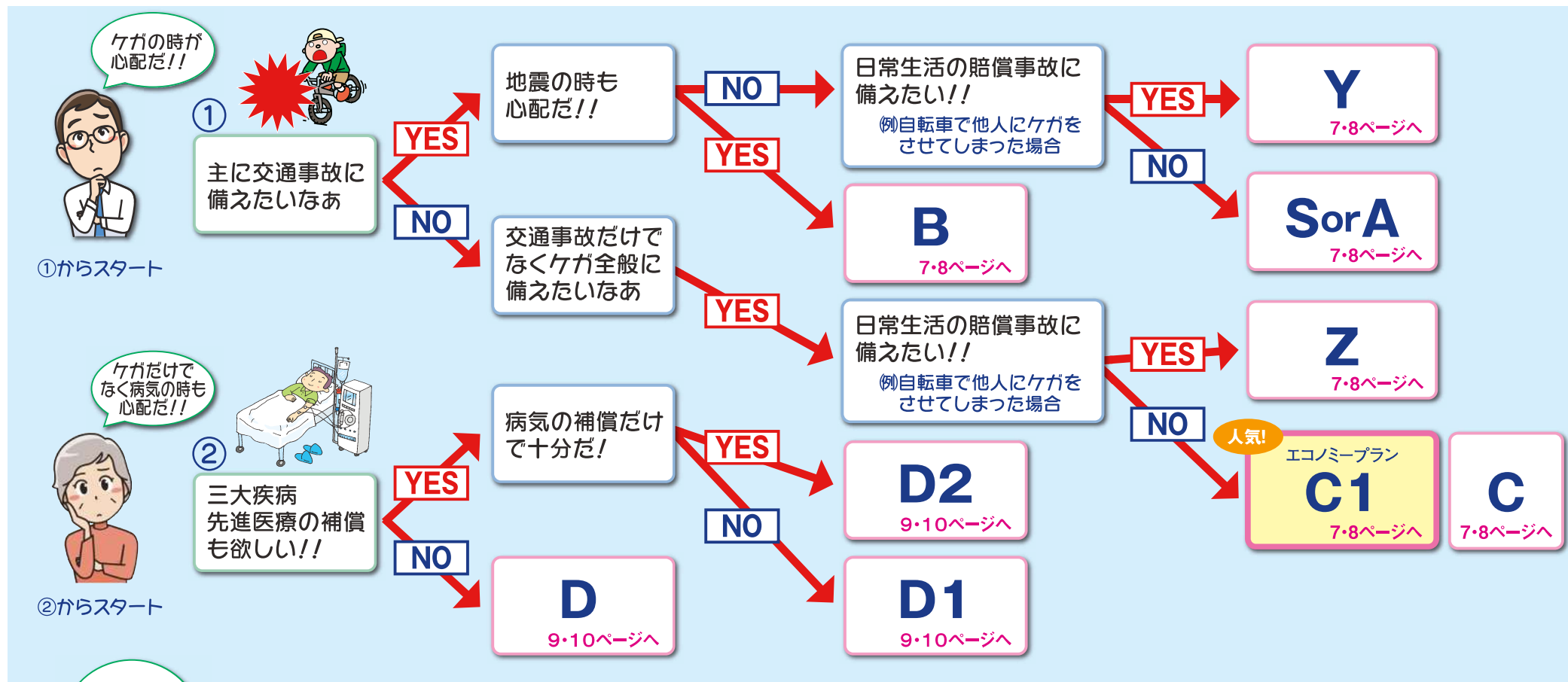
静岡市職員互助会

引受幹事保険会社
取扱幹事代理店

損害保険ジャパン株式会社
静鉄保険サービス株式会社



あなたの必要な補償をチェック!! 〈基本補償〉



詳細は、9・10ページへ

上記の基本補償(S・A・B・C・C1・Y・Z・D・D1のみ)にご加入の方はオプションプランに加入できます

- 他人のものをこわしたり、ケガをさせてしまったら…? → 日常生活賠償プランで補償できます
- 自転車で他人にケガをさせてしまったら…? → アクティブプランで補償できます
- 借りたゴルフクラブを折ってしまったら…? → 家財プランで補償できます
- 火災で家財が損害を受けた…

※D2,E,BGのみ加入の場合、オプションプランはセットできません。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は19P以降に記載されておりますので必ずご参照ください。

グリーンガードラインナップ(補償一覧) 月払のみ

※₁ Y型・Z型の同時加入はできません。また Y型・Z型は複数口加入ができません。
 ※₂ D1型・D2型の同時加入はできません。また D1型・D2・BG型は複数口加入ができません。

	タイプ	型	保険料		特長	口数	インデックス
基本補償	傷害	交通傷害型	S型	190円/月	保険料を節約しながら交通事故のケガに備えられる	1名様 3口まで (同型の複数加入も 可能です) ※ ₁ ※ ₂	詳細は 7-8P へ
			A型	670円/月	補償を充実させて交通事故のケガに備えられる		
			B型	770円/月	交通事故と地震のケガに備えられる		
		自転車プラン	Y型	※ ₁ 480円/月	交通事故での自分のケガと相手への賠償責任に備える		
			Z型	※ ₁ 2,630円/月	ケガ全般と相手への賠償責任に備える		
			C型	1,870円/月	地震も含めケガ全般に備えられる		
	医療	ケガ・病気対応型	C1型	人気! 1,120円/月	〈エコノミープラン〉地震も含めケガ全般に備えられる	別枠で 3口まで 1名様 1口まで	詳細は 9-10P へ
			D型	年齢別	ケガと病気に備えられる		
		病気対応型	D1型	※ ₂ 年齢別	ケガと病気と三大疾病・先進医療に備えられる		
			D2型	※ ₂ 年齢別	病気と三大疾病・先進医療に備えられる		
			E型	年齢別	がんにも備えられる		
	がん	がん対応型	BG型	※ ₂ 800円/月	様々な法的トラブルに備えられる (※弁護士費用等をサポート)		
		弁護のちから型					

	タイプ	型	保険料		特長	口数	インデックス
オプション	日常生活賠償プラン		PA型	160円/月	日常の賠償事故に備えられる	1名様 1口まで	詳細は 11-12P へ
	アクティブプラン		GA	990円/月	ゴルフのホールインワンとアルバトロスと 用品損害に備えられる		
			GB	1,150円/月	GA型 + 日常の賠償事故に備えたい		
	家財プラン		KA	1,520円/月	借家：大家さんへの賠償と家財の事故に備えられる		
			KB	1,680円/月	KA型 + 日常の賠償事故にも備えられる		
			KC	1,220円/月	持家：家財の事故だけに備えられる		
			KD	1,380円/月	KC型 + 日常生活の賠償にも備えられる		

日常生活賠償プラン、アクティブプランおよび家財プランを希望される方は基本補償の S～D1 (D2,E,BG は除きます。) のいずれかにご加入が必要です。

グリーンガードラインナップ(補償一覧) 一時払のみ

		タイプ	型	保険料		インデックス	
基本補償	傷害	交通傷害型	ST型	2,050円/年		詳細は 7-8P へ ※ただし保険料の支払方法は一時払のみ。	
			AT型	7,320円/年			
			BT型	8,450円/年			
		普通傷害型	自転車プラン YT型※1	5,190円/年			
			ZT型※1	28,600円/年			
			CT型	20,430円/年			
		C1T型	12,180円/年				
	医療	ケガ・病気対応型	DT型	0～24歳	20,580円		詳細は 9-10P へ ※ただし保険料の支払方法は一時払のみ。
				25～29歳	22,250円		
				30～34歳	23,370円		
				35～39歳	24,210円		
				40～44歳	25,100円		
				45～49歳	27,300円		
				50～54歳	30,460円		
				55～59歳	37,870円		
				60～64歳	45,490円		
				65～69歳	60,160円		
		D1T型	D1T型	0～24歳	21,400円		
				25～29歳	23,900円		
				30～34歳	25,940円		
				35～39歳	28,430円		
				40～44歳	32,080円		
				45～49歳	38,240円		
				50～54歳	46,460円		
				55～59歳	61,870円		
				60～64歳	80,070円		
				65～69歳	107,350円		
※2	D2T型	D2T型	0～24歳	5,340円			
			25～29歳	7,840円			
			30～34歳	9,880円			
			35～39歳	12,370円			
			40～44歳	16,020円			
			45～49歳	22,180円			
			50～54歳	30,400円			
			55～59歳	45,810円			
			60～64歳	64,010円			
			65～69歳	91,290円			
がん	がん対応型	ET型	0～24歳	1,450円			
			25～29歳	1,580円			
			30～34歳	3,100円			
			35～39歳	4,500円			
			40～44歳	6,750円			
			45～49歳	12,620円			
			50～54歳	20,540円			
			55～59歳	29,390円			
			60～64歳	41,420円			
			65～69歳	60,100円			
		弁護のちから型	BGT型	8,720円/年		※2	

	タイプ	型	保険料	インデックス
オプション	日常生活賠償プラン	PAT型	1,740円/年	詳細は 11-12P へ ※ただし保険料の支払方法は一時払のみ。
	アクティブプラン	GAT	10,800円/年	
		GBT	12,540円/年	
	家財プラン	KAT	16,610円/年	
		KBT	18,350円/年	
		KCT	13,280円/年	
		KDT	15,020円/年	

※1 YT型・ZT型の同時加入はできません。また YT型・ZT型は複数口加入ができません。
 ※2 D1T型・D2T型の同時加入はできません。また D1T型・D2T型・BGT型は複数口加入ができません。

日常生活賠償プラン、アクティブプランおよび家財プランを希望される方は基本補償の ST～ D1T(D2T,ET,BGTは除きます。)のいずれかにご加入が必要です。

退職者様用・手続きのご案内

◆退職される場合 (= 静岡市職員互助会から脱退される場合)

ご継続ご希望の場合

① 3月末で退職の方

退職説明会にて (2月頃予定)	ご加入内容の変更がある場合は加入依頼書をご提出ください(変更がない場合、提出書類はございません)。
保険料のお支払いについて	4月より給与控除ができませんので、未払い分の保険料(前年度最終回12回目分)及び本年度分の保険料(12回分)を静鉄保険サービスより送付の払込票にてお支払いください。

② 準会員から脱退される方

静岡市職員互助会までご連絡ください。

書類手続き	ご加入内容の変更がある場合は加入依頼書をご提出ください(変更がない場合、提出書類はございません)。
保険料のお支払いについて	4月より給与控除ができませんので、未払い分の保険料(前年度最終回12回目分)及び本年度分の保険料(12回分)を静鉄保険サービスより送付の払込票にてお支払いください。

③ 年度中に退職される方

静岡市職員互助会までご連絡ください。静鉄保険サービスより手続き方法をご案内します。

ご継続をご希望されない場合

保険期間	令和8年3月20日の満期をもって終了。
書類手続き	申込締切日令和8年1月9日までに、加入依頼書(継続)に脱退として押印のうえ互助会に提出してください。
保険料のお支払いについて	未払い分の保険料につきましては、6月上旬に静鉄保険サービスより送付の払込票にてお支払いください。また令和8年4月1日以降準会員になられる方は、4月給与控除をさせていただきます(前年度最終回12回目保険料)。

◆ご退職された翌年度の手続きについて

●退職の翌年度のみ書類のご提出が必要です。

書類手続き	静鉄保険サービスより郵送された加入依頼書・口座振替用紙にご記入・ご捺印の上、返信用封筒にてご返送ください。 (※ご住所、補償内容などご確認ください。)
保険料のお支払いについて	登録頂きました口座より一括でのお引き落としとなります。

以降、毎年12月頃に静鉄保険サービスから「更新のご案内」を郵送いたします。内容の変更が不要な場合は、書類のご提出は不要です。

◆その他

ご住所や職業(職種)の変更、その他変更が生じた時には、静鉄保険サービスまでご連絡いただきますようお願いいたします。

傷害補償7タイプ (保険期間1年) (団体割引20 %、過去の損害率による割増15%)

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

新規・ご継続の場合も、3口までが限度です。

※Y型・Z型の同時加入はできません。また、Y型・Z型は複数口加入ができません。

交通傷害タイプ

【傷害総合保険(交通傷害危険のみ補償特約セット)】

交通事故に
備えたい

地震の補償は不要

地震の補償も必要
(天災危険補償特約セット)

交通傷害



交通乗用具との
衝突・接触
によるケガ



交通乗用具に搭乗中の
事故によるケガ

交通傷害(天災危険補償)



交通乗用具との
衝突・接触
によるケガ



交通乗用具に
搭乗中の事故
によるケガ



地震が原因
の交通事故
によるケガ

保険料
節約プラン

補償充実
プラン

型別の保険金額と保険料(1口あたり)

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料
S	130万円	2,000円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外傷の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の 手術にかかります。	1,000円 (90日限度)	190円
A	550万円	6,000円 (1,000日限度)		3,500円 (90日限度)	670円

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料
B	300万円	7,000円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外傷の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の 手術にかかります。	4,000円 (90日限度)	770円

普通傷害タイプ

【傷害総合保険(職種別A級、天災危険補償特約・特定感染症
危険補償特約セット)】

ケガ全般に備えたい
(地震時も補償)

普通傷害(天災危険補償)



交通乗用具との
衝突・接触によるケガ



交通乗用具に
搭乗中の事故によるケガ



建物の火災
によるケガ



地震が原因の交通事故・
建物火災によるケガ



日常生活でのケガ



仕事中の
ケガ



スポーツ中の
ケガ



特定感染症
による後遺障害



地震による
ケガ

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料
C	145万円	7,000円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外傷の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の 手術にかかります。	3,000円 (90日限度)	1,870円
C1	45万円	4,000円 (1,000日限度)		2,000円 (90日限度)	1,120円

自転車プラン

交通事故での自分のケガと日常生活に
おける相手への賠償責任に備える

ケガ全般と相手への賠償責任に備える

交通傷害+個人賠償

【傷害総合保険(交通傷害危険のみ補償
特約・個人賠償責任補償特約セット)】



交通乗用具に搭乗中の
事故によるケガ



交通乗用具との
衝突・接触によるケガ



自転車と相手に
ケガさせてしまった

個人賠償は
家族全員補償

※詳細はP11 P12をご確認ください。

普通傷害+個人賠償

【傷害総合保険(職種別A級、天災危険補償特約・特定感染症
危険補償特約・個人賠償責任補償特約セット)】



交通乗用具に搭乗中の
事故によるケガ



交通乗用具との
衝突・接触によるケガ



自転車と相手に
ケガさせてしまった



日常生活でのケガ



地震によるケガ



特定感染症による
後遺障害

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償限度額	月払保険料
Y	270万円	2,500円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外傷の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の 手術にかかります。	1,500円 (90日限度)	3億円* ※補償の重複にご注意ください (24ページご参照ください。)	480円

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償限度額	月払保険料
Z	160万円	7,500円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外傷の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の 手術にかかります。	4,500円 (90日限度)	3億円* ※補償の重複にご注意ください (24ページご参照ください。)	2,630円

(保険期間1年)(国体割引20%、過去の損害率による割増15%)

医療・がん補償・弁護のちから

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

医療タイプ【(傷害総合保険(風障特別A級、天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約セット)+【医療基本特約・傷害保険特約・疾病保険特約・特定天災危険補償特約セット団体総合保険】

ケガと病気に備えたい



〈中途加入について〉

募集期間終了後についても、年間を通して随時中途加入を募集しております。

(注)ただし既加入者の方は、以下の点にご注意ください。

医療タイプ(D・D1、D2・Eタイプ)の既加入者の方については、保険期間中途での支払対象外期間の短縮、支払限度日数・通算支払限度日数の延長、保険金額の増額・減額、補償項目の追加・削除等はできません。

新規・ご継続の場合も、3口までが限度です。

※D1型・D2型の同時加入はできません。また、D1型・D2型・BG型は複数口加入ができません。

型別の保険金額と保険料(1口あたり)

型名	死亡・後遺障害(傷害のみ対象)	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額※	月払保険料
D	300万円	5,000円 (180日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	3,000円 (90日限度)	下記 年齢別保険料表 参照

医療タイプ(D型)

年齢別保険料表(1口あたり)

※疾病による通院は、退院後の通院のみお支払いの対象となります。

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
0~24歳	1,910円	40~44歳	2,330円	60~64歳	4,200円
25~29歳	2,050円	45~49歳	2,530円	65~69歳	5,540円
30~34歳	2,160円	50~54歳	2,810円		
35~39歳	2,240円	55~59歳	3,490円		

※年齢は令和8年3月20日時点の満年齢です。

型名	死亡・後遺障害(傷害のみ対象)	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額※	三大疾病診断 保険金支払特約	先進医療等費用 補償特約※	月払保険料
D1	300万円	5,000円 (180日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	3,000円 (90日限度)	100万円	500万円	下記 年齢別保険料表 参照

医療タイプ(D1型)

年齢別保険料表(1口あたり)

※疾病による通院は、退院後の通院のみお支払いの対象となります。

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
0~24歳	1,990円	40~44歳	2,980円	60~64歳	7,380円
25~29歳	2,210円	45~49歳	3,540円	65~69歳	9,870円
30~34歳	2,400円	50~54歳	4,280円		
35~39歳	2,630円	55~59歳	5,700円		

※年齢は令和8年3月20日時点の満年齢です。

(注)令和5年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

医療タイプ【医療基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険】

病気に備えたい



型名	死亡・後遺障害(傷害のみ対象)	入院保険金日額	手術保険金	退院後通院保険金日額	三大疾病診断 保険金支払特約	先進医療等費用 補償特約※	月払保険料
D2	-	5,000円 (180日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	3,000円 (90日限度)	100万円	500万円	下記 年齢別保険料表 参照

※「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html)

医療タイプ(D2型)

年齢別保険料表(1口あたり)

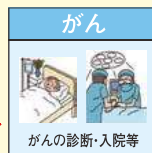
■D2型のみご加入の場合、オプションプランはセットできません。

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
0~24歳	510円	40~44歳	1,500円	60~64歳	5,900円
25~29歳	730円	45~49歳	2,060円	65~69歳	8,390円
30~34歳	920円	50~54歳	2,800円		
35~39歳	1,150円	55~59歳	4,220円		

※年齢は令和8年3月20日時点の満年齢です。

がんタイプ【医療基本特約・がん保険特約セット団体総合保険】

がんに備えたい



型名	がん 診断保険金	がん 入院保険金日額	がん 手術保険金	がん 外来治療保険金日額※	月払保険料
E	100万円	10,000円 (日数限度なし)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	5,000円 (45日限度)	下記 年齢別保険料表 参照

※入院を伴わない外来通院も、お支払対象となります。

■E型のみご加入の場合、オプションプランはセットできません。

がんタイプ(E型) 年齢別保険料表(1口あたり)

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
0~24歳	150円	40~44歳	640円	60~64歳	3,820円
25~29歳	160円	45~49歳	1,170円	65~69歳	5,530円
30~34歳	310円	50~54歳	1,890円		
35~39歳	430円	55~59歳	2,710円		

※年齢は令和8年3月20日時点の満年齢です。

弁護のちからプラン



※詳しくはP13,14をご覧ください。

型名	補償内容	月払保険料
BG	弁護士費用 法律相談・書類作成費用 通算 300万円限度(自己負担割合10%) 通算 10万円限度(自己負担額1千円)	800円

■BG型のみご加入の場合、オプションプランはセットできません。

さらに充実、オプションプラン。

(保険期間1年)
(団体割引20%、過去の損害率による割増15%)

個人賠償はご家族中のお1人が加入すれば被保険者は次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりず)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず)。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。(重複加入の必要はありません。)(例) 本人が加入すれば、妻・下宿中の未婚の大学生の長男・同居の高校生の長女は被保険者になります。別居の両親は被保険者とはなりません。

日常生活賠償プラン、アクティブプランおよび家財オプションにご加入される場合は、基本補償のS・A・B・Y・Z・C・C1・D・D1のいずれかにご加入ください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

		型名	補償内容	月払保険料
日常生活賠償プラン	日常生活の賠償事故に備えたい	PA	個人賠償 ※受託品 限度額 1億円 限度額 100万円	160円
アクティブプラン	ゴルフの事故に備えたい	GA	ホールインワン・アルバトロス費用 60万円 携行品損害 30万円 (自己負担額1事故3千円)	990円
	ホールインワン・アルバトロスと用品損害だけ 日常生活の賠償事故とセット	GB	ホールインワン・アルバトロス費用 60万円 携行品損害 30万円 (自己負担額1事故3千円) 個人賠償 ※受託品 限度額 1億円 限度額 100万円	1,150円
家財プラン	家主さんへの賠償と家財の事故	KA	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円) 借家人賠償 1,000万円 修理費用 100万円 (自己負担額1事故3千円)	1,520円
	借家 日常生活の賠償とセットする	KB	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円) 借家人賠償 1,000万円 (自己負担額1事故3千円) 修理費用 100万円 (自己負担額1事故3千円) 個人賠償 ※受託品 限度額 1億円 限度額 100万円	1,680円
	持家 家財の事故だけに備える	KC	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円)	1,220円
	持家 家財の事故に加えて日常生活の賠償もセットする	KD	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円) 個人賠償 ※受託品 限度額 1億円 限度額 100万円	1,380円

弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、**被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇したトラブルに対しても対象となります。**

①人格権侵害^(※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からスーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあり、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物と誤られて、偽物のブランド品を売つけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金などの利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った業務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかざります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

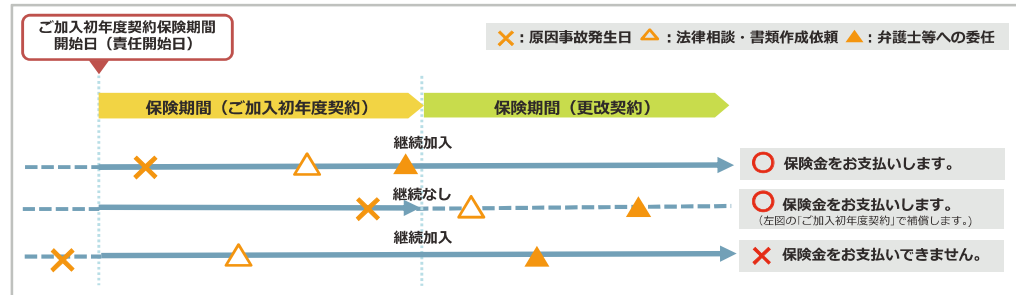
弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合は、保険金をお支払いできません。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。

国内補償^(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **300万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **10万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用 - 自己負担額
(免責金額) **1,000円**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にスーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本心に嫌がっていることを相手に理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 着手金 15万円、報酬金 25万円	→	弁護士費用保険金のお支払い額 40万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = 36万円
法律相談・書類作成にかかった費用 1万円	→	法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 1万円 - 1,000円 (自己負担額) = 9,000円

合計36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近になくても安心!

★「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

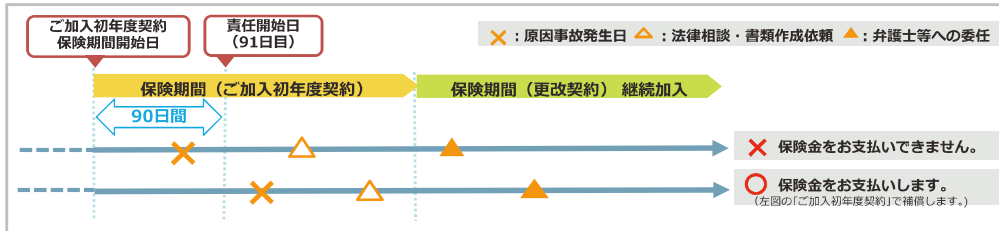
★「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。【弁護のちから】の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。(注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からになります。(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター:【受付時間】24時間365日 0120-727-110



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。



新規加入
ご契約内容変更有
(脱退を含みます。)

同等条件で継続

1/9まで
加入依頼書

※加入依賴書提出不要

3/20まで

補償開始
令和8年3月20日

午後4時

5月給与

第1回目錄

(翌年4月まで控除します。)

加入依頼書のご記入

記載例(16～18ページ)に従って、加入依頼書に必要事項を記入(継続の方は打ち出された加入依頼書の内容をご確認・訂正)、ご捺印ください。S・A・B・C・D1・D・Y・Z・D1・D2型は合計で3口限度(Y・Z・D1・D2はいずれか1口限度)。E型は別枠で3口までご加入いただけます。

団体総合保険の医療タイプ・がんタイプに新規ご加入・増額の場合は記載例(18ページ)に従って、告知書に必要事項をご記入ください。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままにご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していたことになりません。
- 告知の内容が正しくないこと、ご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。
【ご記入に際して、特にご注意ください】
①ご記入の事実と異なること(虚偽の告知)②告知事項の記載が不明瞭なこと(注意喚起情報のご説明)※必ずお読みください。

加入依頼書のご提出

ご記入いただいた加入依頼書を、互助会または静鉄保険サービスまでお送りください。前年と同等条件で継続加入される場合は、加入依頼書の提出は不要です。

加入者証のお届け

加入者証は、加入依頼書記載の職場にお届けします。記載内容に誤りがあった場合は、互助会または取扱代理店までお申し出ください。

保険料のお支払

保険料は5月から毎月給与控除させていただきます(最終回分が翌年4月)。

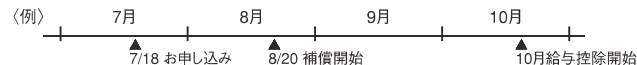
解約について

解約のご連絡を受け付けた後、取扱代理店が手続きに伺います。解約日はご連絡を受けた月の翌月20日となります。
(未払込保険料を収集させていただく場合があります。)

◆中途加入をご希望の場合

保険期間中でも「グリーンガード」のご加入は可能です。

- 申込手続き : 静鉄保険サービスにお申し出ください。(手続き書類等をご案内します。)
- 加入対象者 : 静岡市職員互助会の正会員および準会員(臨時職員・パート職員除く)
- 被保険者 : 静岡市職員互助会の正会員・準会員またはその家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族、D・D1・D2・E型については新規継続ともに満69歳までの方)を被保険者としてご加入いただけます。
*被保険者本人のみが保険の対象となります。
- 保険期間について : お申込み月(毎月20日まで)に手続き書類を返送いただいたものの翌月20日から補償開始～翌年3月20日まで



- 保険料お支払い方法:保険期間開始月の2か月後の給与から毎月控除します。

加入依頼書記載例（継続）

内容変更がある場合のみ加入依頼書を提出してください。(万一打ち出し内容に誤りがあった場合も、訂正のうえご提出願います。)

※※加入依頼書が複数枚ある方はすべてご提出ください。お客様控えはお手元にて保管ください。

[illegible]

17

グリーニングガード 加入依頼書

1. 美国加州

00000

金料は必ず記入

この棚にも同

ス欄にマルを

11

を記入

1

44

が補

イプ
象外

に新
る疾

[ご加
り除](#)

また希望を

方

られる

1. 医療タイプ(D・D1・D2型)に新規にご加入、または口数を増やされる方
2. がんタイプ(E型)に新規にご加入、または口数を増やされる方
3. 補償対象外とする疾病の削除をご希望される方

証券番号	912513L189
加入者番号	

被保険者番号は使用しません。

加入依頼書の被保険者番号に対応する欄にお答えください

2枚目以降(被保険者4名以上)に
よる場合にはマル

他に同種の保険契約されている場合は裏面に
被保険者・保険会社・保険種類・保険金額等を記入

告知書はありのままにご記入ください。告知の内容が正しくない場合はご加入が解除され、保険金を受け取りいただけないことがあります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットまたは団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約等各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：静岡市職員互助会

■保険期間：令和8年3月20日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：令和8年1月9日

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：静岡市職員互助会の正会員および準会員（臨時職員・パート職員を除きます。）、退職者（臨時職員・パート職員を除きます。）、
●被保険者：静岡市職員互助会の正会員および準会員（臨時職員・パート職員を除きます。）、退職者またはその家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族、D・D1・D2・E型については新規継続ともに満69歳までの方）を被保険者としてご加入いただけます。また、弁護士費用補償に加入される場合は未成年者を除きます。
※被保険者本人のみが保険の対象となります。

●保険料お支払方法：令和8年5月分給与から毎月控除となります（12回払）。退職者については、一時払いとなります。

●お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の互助会または静鉄保険サービスまでご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※2をご提出いただきます。 ※2告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は静鉄保険サービスまでお問い合わせください。
（注）傷害総合保険の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
●保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月20日（20日過ぎの受付分は翌々月20日）から令和9年3月20日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
●この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
●団体割引：過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

1. 傷害総合保険

【傷害事故（普通傷害タイプ・医療タイプの傷害死亡・後遺障害部分）について】

被保険者が、日本国内または国外において、「急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）」によりケガ^①をされた場合等に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。特定感染症危険^②後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金^③補償特約をセットした場合は、特定感染症危険^②後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金^③補償特約の対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。
●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【交通傷害タイプ】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※1）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突・接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中（※2）の事故
- ③駅の改札口を突ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災

（※1）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。
（※2）正場の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）」に搭乗している間、ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死 亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	〔共通〕 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^⑧ ）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頭（れい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^{⑨⑩} のないもの
後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
入 院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（1,000日限度）	
手 術 保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{⑪⑫} ②先進医療に該当する手術 ^{⑫⑬} ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	〔普通傷害タイプ〕 ⑩ピンケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競走、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）、の間の事故
通 院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等 ^⑭ を常時装着したときはその日数について通院したものとしなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハロ・ベースをいいます。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	〔交通傷害タイプ〕 ⑫交通乗用具による競走、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）、の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）、とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故
【特定感染症危険 ^② 後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金 ^③ 補償特約】 特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 （※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。令和7年9月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、等が該当します。		

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学の検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【傷害事故以外（オプションプラン）について】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償	偶然な事故により携行品 ^{⑮⑯} に損害が生じた場合に、被損害物の再調達価額 ^{⑰⑱} を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 （※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）、外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 （※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等
次ページに続きます。		次ページに続きます。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合) (続き)

【傷害事故以外(オプションプラン)について】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損 害 (国内外補償) (注)	前ページより続きます。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	前ページより続きます。 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故 ⑩置き忘れ ^(※) または紛失 ⑪楽器の弦(ビアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
住宅内生活用財産 (国内のみ補償) (注)	(1) 損害保険金 日本国内に所在する被保険者 ^(※1) の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物 ^(※2) に収容されている被保険者が所有する生活用財産 ^(※3) について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額 ^(※4) を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用財産の保険金額を限度とします。 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (注) 加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている生活用財産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に収容されている生活用財産は対象になりません。 (※2) 「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。 (※3) 「生活用財産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他の付属建物に収容される生活用財産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。 (※4) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。 (2) 費用保険金 ①臨時費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 ②残存物取片づけ費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用財産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 ③失火見舞費用保険金 保険の対象または保険の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯(※1)の敷に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用財産の保険金額または損害額の再調達価額(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 (※1) 「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 (※2) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。 (注) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故 ⑧置き忘れ(※)または紛失 ⑨楽器の弦(ビアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用財産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

物の損害の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (国内外補償) (注)	■通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■商品・製品等 ■業務用の什器・備品等 ■テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 など 日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりまうす。)。ただし、本人に関する事故にかぎりまうす。 カ. イ、からエ、までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりまうす。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりまうす。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに類する物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超える壁ダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用器具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の相損による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等 ⑪自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故 ・置き忘れ ^(※2) または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア. からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車 ^(※2) および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体障がい者による歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
借家人賠償 (国内のみ補償) (注)	日本国内において被保険者(※)が借用・使用する借用戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※) 被保険者または以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。 ①借用戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりまうす。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎりまうす。	①故意 ②心神喪失による損害 ③借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など

個人賠償責任(国内外補償)

賠償責任の補償

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
修理費用 (国内のみ補償) (注)	以下①から⑤までのいずれかに該当する事故により、借住住宅(日本国内において被保険者が借住または使用する建物または住戸室をいいます。)に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、修理費用(借住住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。)に対して、修理費用の額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。)。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借住住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借住住宅の外部からの物の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災(豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。)による損害を除きます。 ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借住住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水濡れ ⑥騒擾(じょうお)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦風災、雹(ひょう)災または雪災。ただし、借住住宅の内部については、借住住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎります。 ⑧盗難(強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。)	①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借住住宅の貸主が所有または運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ④地震、噴火またはこれらによる津波 など
ホールインワン・ アルバトロス費用 (国内のみ補償) (注)	日本国内にあるゴルフ場 ^(※1) においてゴルフ競技 ^(※2) 中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が償済して以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場面においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用 ^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他償済として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みます。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります)。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらの契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から⑤までのいずれかを満たすときに限り、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用者が目撃 ^(※4) しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃 ^(※4) しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルフファーマの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者 ^(※5) が目撃 ^(※4) しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※4) ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ること、その場で確認することを行います。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ること、その場で確認することを行います。 (※5) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料店従業員、工事業者をいいます。	①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセレクトされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセレクトした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

2.団体総合保険(新・団体医療保険)
【医療タイプ(傷害死亡・後遺障害以外の部分)について】
(団体総合保険に医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約[D2,Eを除きます。]「がん保険特約(Eのみ)」をセレクトしています。)

本保険は介護医療保険控除の対象となります。(令和6年9月現在)

【疾病保険特約】被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院 保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。) ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など
疾病手術 保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 <入院中を受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因となし不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼珠手術(レーシック手術等) (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) (※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※3) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいひ、末梢幹細胞採取を除きます。 また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
疾病退院後 通院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【三大疾病診断保険金特約・先進医療等費用保険金特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場
三大疾病診断 保険金	保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。 ①次のいずれかに該当すること。 ア、初めてがん ^(※) と診断確定されたこと。 イ、原発がん ^(※) が、治癒したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用消費燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場
三大疾病診断 保険金	ウ、原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。	前ページより続きます。
先進医療等 費用保険金 (注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更とすることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的見解所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態で運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれによる津波(天災危険補償特約をセレクトしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。))によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院 保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 傷害入院保険金の額＝傷害入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心臓喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科手術その他の医療処置 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的見解所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
傷害手術 保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づいてケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <入院中に受けた手術の場合>傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心臓喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科手術その他の医療処置 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的見解所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
傷害通院 保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中に通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。 傷害通院保険金の額＝傷害通院保険金日額 × 通院した日数 (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頭骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとしなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギブスソーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、観副子等およびフローベストをいいます。 (注2)傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用消費燃料を含みます。))もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性

【がん保険特約】

被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん 診断保険金	保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にごんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用消費燃料を含みます。))もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性
がん 入院保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額＝がん入院保険金日額×入院した日数	

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん 手術保険金	保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※2) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 <入院中に受けた手術の場合>がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額により(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。))を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回の算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日間に1回のみの支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額
がん 外来治療 保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。なお、がん入院保険金をお支払するべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 がん外来治療保険金の額＝がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数	

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用 + 法律相談 + 書類作成 費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル ^(※1) について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下①、②、③のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについてのみ対象となります。 なお、①、③のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金請求する権利を有するのは法定相続人となります。 ①被害事故に関するトラブル ケガを負われた、財物を壊された、盗取 ^(※2) にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 ②借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。))に関するトラブルを含みません。 ③離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。 なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いします。 (注2)保険金の請求は、調停等申し立て時以降にかぎり可能となります。 ④遺産分割調停に関するトラブル 被保険者または配偶者との間の遺産分割または遺留分侵害請求 ^(※3) における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注)保険金の請求は、調停等申し立て時以降にかぎり可能となります。 ⑤人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為 ^(※1) 、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※2)) ⑤地震、噴火またはこれによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、おずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理上起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。))。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など (※1)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。 (※2)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)		前ページより続きます。	前ページより続きます。
	保険金種類	お支払いする保険金の額	【各トラブル固有の事由】
	弁護士費用 保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×(100%－自己負担割合10%)	左記 ^① に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体的美容または整形
弁護士費用 保険金 ＋ 法律相談・ 書類作成 費用保険金	法律相談・ 書類作成 費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額1,000円	左記 ^① ・②・③に該当する場合 ⑦被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由
		(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)詐欺、詐欺、恐喝またはこれに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにきぎります。 (※3)遺留分侵害訴訟請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ一つの委任または相談・依頼とみなし、保険金を支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	左記 ^① ・③に該当する場合 ⑧環境汚染 ⑨環境ホルモン、石棉またはこれと同様の有害な特性に起因する事由 ⑩騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑪電磁波障害 左記 ^① に該当する場合 ⑫被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金を支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセッされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

- 特定疾病等対象外特約について
 - 「特定疾病等対象外特約」がセッされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセッされます。
(注)「特定疾病等対象外特約」がセッされたご契約は、該当する疾病群に限り、以下の特別な条件がセッされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セッされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等 対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃、腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリプ、腸閉塞、大腸炎	など
B群 肝臓・胆のう・い臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、肺腫、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺結核、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など)、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、キックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しう症、後縦靱帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

- ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険給付から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」の削除ができないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- 告知内容につきましては、取扱代理店または振替先へまでお問い合わせください。保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定しております。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明	
用語	用語の定義
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。
	トラブルの種類
	原因事故の発生の時
	1.被害事故に関するトラブル
	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	2.借地または借家に関するトラブル
	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによつてトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)
	3.離婚調停に関するトラブル
	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	4.遺産分割調停に関するトラブル
	被保険者の被相続人が死亡した時
	5.人格権侵害に関するトラブル
	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、営業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。

用語のご説明	
用語	用語の定義
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車を含みます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにきぎります。)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、船舶等を含みます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪道具等は除きます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式サイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(創検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)数ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
外来治療(がん)	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、新・団体医療保険の場合、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中にも、同一の身体の障害(疾病(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。))により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を含みます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/sei/sensinryo/kikan.html) 次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
放射線治療	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術を含みます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術を含みません。
配偶者	婚姻の相手方 ^(※1) をいい、内縁の相手方 ^(※2) および同性パートナー ^(※3) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

- この保険は静岡県職員互助会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象となりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

(傷害総合保険)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務(普通傷害タイプの場合)
- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
※白頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
※告知事項について、事実を記入しなかった場合または一部に不正確な事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

(団体総合保険)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただいた内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※1)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

- (※)「告知事項」には、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンへ告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知された方(被保険者)がご認識している病状・症状名が告知書にある病状・症状名と一致しないも、医学的にその病状・症状名と同一と判断される場合には告知が必要ですが、その病状・症状名、告知書にある病状・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

- ★他の保険契約等^(※2)の加入状況

- (※)「他の保険契約等」には、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約を含みます。

- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入したにもかかわらず事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

★損保ジャパンまたは取扱代理店は引受額権を持しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※3)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※3)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※3)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

- (※)保険金金額の増額(特定疾病等対象外特約の引換を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時を含みます。

- 告知義務違反によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または逼迫によって損保ジャパンが契約した場合

- 告知書で告知していた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

- ご加入後と保険金の請求の際に、告知内容について確認することがあります。

- 継続加入の場合において、保険金金額の増額(特定疾病等対象外特約の引換を含みます。)等補償を拡大するなども、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していた必要があります。なお、事実を告知されたときは、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約・傷害保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故であつても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始した日あるいは手術を受けた日)がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内に ご通知がない場合は、保険金のお支払いが可能です。

- (注1) 特別な条件付き(特定疾病等対象外特約セット)でご加入している場合は、上記に関わらず、補償対象外となる疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

- (注2) がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約のいずれによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加した場合は、追加された特約についてはそのセットした時を含みます。

- (※2) 医師の診断による発病の時を含みます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時を含みます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時を含みます。

【がん保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんが診断確定された場合は、被保険者ごその事実を知り、いたるまでは知らなかったことにより、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約は無効(これらの特約の適用が、ご加入時にご契約者または被保険者ごその事実を知っていたときは、すでに支払っていた保険料を返還します。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて7年を経過し、その期間内に被保険者(がん)がんと診断確定されなかった場合は、この無効の規定は適用しません。

- (注)ご加入初年度の契約(待機期間設定特約が設定されている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約・がんがんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- がんがんと診断確定された時、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。

- (注)ご加入初年度の契約(待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約・がんがんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 一部の疾病群について保険金をお支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【弁護士費用総合補償特約】

- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が

原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項

【傷害総合保険普通傷害タイプの場合】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

- 変更前と変更後の職業または職務に適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- 普通傷害タイプでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

- プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(フリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者側制約)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することと求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- <重大事由による解除等>

- 保険金を支払われる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気の程度が重くなったときは、その影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

- ※中途加入の場合は、毎月20日までの受付日は受付日の翌月20日(20日過ぎの受付日は翌月20日)に保険金がかかります。

- がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約において、ご加入初年度の契約(待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を超過した日の翌日から保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、だちだち損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生した日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内に ご通知がない場合は、保険金のお支払いが可能です。

- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金のお支払いの一部をお支払いできないことがあります。

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担した事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をお求めください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金のお支払いの一部をお支払いできないことがあります。

- また、盗難による損害が発生した場合はだちに警察署へ届け出てください。

- (注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉を引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供については、被保険者および招請賠償請求権者の両方の同意が必要となります。なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- ※借家・賠償責任補償特約の対象となる事故については「示談交渉サービス」はあてず、相手の方との承認をいただき、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

- 保険金のご請求にあたっては、以下の表に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例	
1 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍簿本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
2 事故日付・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故状況報告書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類	など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

必要となる書類

- 1 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の金額、損害の範囲、新旧の程度等が確認できる書類

- ①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体障害に関する賠償事故の場合

- 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院退院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、損害徴収票、災害補償規定、補償金受領書

- ②推定品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合

- 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)

- ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合

- ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀金費用領収書

- ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合

- 弁護士等への委任または法律相談・書類作成費用領収書、その発生日時、所要時間および事業の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用または法律相談・書類作成費用それぞれ

- の金額を確認できる客観的書類、弁護士等への委任状、金封の受領印が押印された調停等に関する申請書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これにかかわるべき書類

- ⑤売買契約書(写)、保証書

- 4 保険の対象であることが確認できる書類

- 5 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類

- 6 被保険者が損害賠償を負担する必要があることが確認できる書類

- 7 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類

- ①示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ②損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類

- ③示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ④示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑤示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑥示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑦示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑧示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑨示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑩示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑪示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑫示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑬示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑭示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑮示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑯示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑰示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑱示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑲示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ⑳示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ㉑示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ㉒示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ㉓示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ㉔示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ㉕示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ㉖示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

- ㉗示談書^(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の開始日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料を精算いたします。なお、脱退(解約)に際して、返れい金をお支払いはありません。一時払の場合、脱退(解約)に際して、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(傷害総合保険)

- (※)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

- また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、ご保険金がお支払われず被保険者の保険料を返還しません。また、分割払いご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金がお支払われず被保険者の未払込分割保険料の全額を一括にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 8.複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険のうち、傷害総合保険については複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の徴収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

9.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合は引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間間連結した日、全額が削減されることがあります。

この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となっており、引受保険会社が経営破綻した場合は、傷害総合保険については保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)、新・旧団体医療保険(医療費補償)のみの加入の場合は、ご契約者が個人・小規模事業者(経営破綻者)で、常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。)または「個人・管理組織(以下「個人等」といいます。))である場合に、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険金を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。

10.個人情報取得の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報、損保ジャパンに提供します。

- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品、各種サービス・再保険会社、等(以下に「個人等」といいます。))に提供等を行う場合があります。また、契約の完了後の運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、健康情報のセンシング(運動・健康状態の把握)の活用については、法令等に準拠し、個人情報の適切な取扱いと保護を確保することとされている範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国内外住者の個人情報を含みます。))については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

- また損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品のお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいたことをお客さまご自身確認していただくためのものです。

お手続きです、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にありご不明な点がありましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、とせられる特約

- 保険金額

- 保険期間

- 保険料、保険料払込方法

- 満期返れい金・契約者お当金がないこと

- 2. 加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきます。

- 以上の「補償重複について」の注意事項」をご確認いただきましたか。

- 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複する、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の相違や保険金額をご確認いただき、補償・特約の相違をご判断ください。

【傷害総合保険普通傷害タイプにご加入になる方のみご確認ください】

○職階級別は「ご加入いただく契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切

にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職階級別」は正しいですか。

職階級別

A級

下記以外

B級

木・竹・草つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の作業を問いません。)、採掘・採石作業、自動車運転者(バス、タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

※オートレース、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、弩撃取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等上表の分類と保険料が異なります。

※プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(フリーを含みます。))の方等についてはお引受けできません。

【傷害総合保険アクティブプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の「注意事項」をご確認ください。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきます。

○特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください

幹事取扱代理店 静鉄保険サービス株式会社

TEL 0120-803-130 (054-653-5007) FAX 054-653-5068 〒420-0837 静岡市葵区日出町8-3静鉄日出町ビル2F
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(非幹事取扱代理店 有限会社アスカライフ)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

幹事引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

<契約関係>静岡法人営業部静岡法人支社

TEL054-254-2411 FAX054-251-7824

〒420-0031 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア3F

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(非幹事引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター〔ナビダイヤル〕0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、「傷害総合保険」、「医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険」、「医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険」の概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、保険始期を1か月以上経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら...



仕事中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

トーク画面から事故の連絡
傷害保険のみ対応

24時間いつでも連絡可能

専用アプリなどのインストール不要

ココから連絡！
ご連絡の際は「加入者番号」を必ずご入力ください

保険金請求もチャットで完結

チャット：全保険商品対応
保険金請求：傷害・医療保険

チャットや画像で履歴が残るので※1
分かりやすい

書類の記入・郵送が不要※2

最短30分で手続き完了

LINEの保険金請求はこちらから

※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。
※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。

※「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。